

たま～に役立つ税の知識

【2】消費税

国等に対する仕入税額控除の特例

先日の朝礼で所長から少し話がありましたので取り上げてみました。
仕組みは簡単ですので、頭の片隅にでも置いときましょう。

(1) 概要

公益法人や人格のない社団等（PTA、同窓会・・・など）は公益性・公共性の色合いが濃く、国や地方公共団体等から補助金や助成金をもらったり、会員から会費を徴収して運営している事も多い。

そして、その補助金・助成金・会費をもって課税仕入を行っている。

では、その課税仕入に係る消費税額は全額控除していいのだろうか？

(2) 流れ

補助金・助成金・会費は不課税売上である 課税売上ゼロ

課税仕入はある

よって、消費税が還付になる

しかし、これでは課税の公平性が保たれない

（収入はよそから入って、還付まで受けられる）

じゃあ、制限を設けましょう

(3) 対象法人

公益法人等、人格のない社団等

(4) 適用要件

特定収入割合(注)が5%を超えたら特別な計算方法をしなさい

(注) 特定収入・・・補助金・助成金・会費などの対価性のない収入

$$(注) 特定収入割合 = \frac{\text{特定収入}}{\text{課税売上} + \text{特定収入}}$$

(5) 計算の概要

特定収入の用途が課税仕入に特定されているもの（ひも付き）

全額仕入税額控除できません

(例) 補助金 5,250万 (全額建物の購入に充てるよう指示されている)

建物 5,250万 消費税 250万 控除不可 還付なし

特定収入の用途が特定されていないもの

（課税・非課税・不課税 仕入のいずれに使われるか分からないもの）

調整割合(注)を使って控除仕入税額を計算

$$(注) 調整割合 = \frac{\text{の特定収入}}{\text{課税売上} + \text{の特定収入}}$$

(例) の特定収入 1,000万。課税売上 9,000万（消費税 450万）
調整前の控除仕入税額 500万。

$$* \text{ 特定収入割合} = \frac{1,000\text{万}}{9,000\text{万} + 1,000\text{万}} = 10\% > 5\%$$

$$* \text{ 調整割合} = \frac{1,000\text{万}}{9,000\text{万} + 1,000\text{万}} = 10\%$$

$$* \text{ 控除仕入税額} = 500\text{万} - 500\text{万} \times 10\% = 450\text{万}$$

$$* \text{ 納付税額} = 450\text{万} - 450\text{万} = 0$$

このように、450万 - 500万 = 50万の還付とはならない。